

心理学・教育学委員会 排除・包摂と教育分科会議事録
(第24期・第6回)

日時： 2018年4月4日(木) 10時00分～12時00分

会場： 日本学術会議 会議室

報告者： 前川喜平(現代教育行政研究会代表)

出席者： 浅井、加賀美、加野、北村、河野、小玉、近藤、酒井、坂井、
志水、(乾)、油布、吉田

欠席者： 大桃、西田

以下は、前川氏の報告の概要である。

・(包摂に関して)

包摂という用語で記憶に残っているのは菅直人政権の時に「一人一人を包摂する社会」特命チーム。東日本大震災がおこったため、包括的な政策提言に至らなかった。私は総括審議官ということで文科省から唯一のメンバーとして加わっていた。その後の安倍内閣はこういう問題に全く関心がないと思う。

・(不登校について)

不登校は問題行動ではない。私自身は子供が学校に適応できないのではなく、学校が子供の個性や多様性に適応できないという問題だと考えている。憲法26条第2項が普通教育を国民に課している。それは平たく言えば、「まっとうな大人になるための必要最低限の教育」と考えてよい。私は今や18歳までは普通教育だと考えている。私に言わせると、学校以外のところの義務教育を認めると学校が崩壊するというのは、学校がよほど嫌なところなのではないか、そうではない学校にしなくてはならないのと思う。

・(教育機会確保法)

この法律は、二つの超党派議員連盟によって作られた。すなわち、フリースクール関係者と夜間中学の関係者によって、二つの課題を一つにまとめて、自民党から共産党まで含まれている超党派で作られた。これまでの義務教育がうまく機能していない。そこからこぼれ落ちた人に対する学びの機会をどのように保証するのかという点から問題設定をした。義務教育が抱えている問題、つまり学齢期の不登校の問題、それから学齢を超えた学び直しの問題、これが共通の問題だという認識。

不登校に関しては、13条が画期的。重要な条文は、不登校児童生徒が<学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性>という用語が入ったこと。学校外の学修を法律の中で認められたということは画期的である。学校以外の場における学校ということについては、以前からフリースクールがある。一つ希望が持てるのは、世田谷区が公設民営フリー

スクールを始めたこと。

夜間中学については、全国に作ると旗を振っている。都道府県が設置できるように法律改正をして、国庫負担の対象にするという通知を出した。公的な支援をしていくためには、フリースクールに関しても一定のアクレディテーションのような仕組みは必要だと思う。

・(こどもの貧困に関して)

多様な側面からの議論が必要。まず経済的支援は確実に不足している。今安倍政権が進めている幼児教育と高等教育の無償化はかなりナンセンス。その財源があるのなら、他にすることがいっぱいある。子どもたちの支援に関しては、厚労省の事業と文科省の事業があり、前者は対象を貧困家庭に限定して、そのための事業を行う人的な措置をする。文科省は貧困だけを対象にするわけではない、しかし、人件費と出そうとはせず、ボランティアでやらせようとする。これらを組み合わせた方がいいと思う。

(外国につながる子供)

これについては、日本語教育推進基本法を議員立法で作ろうとしている。大人であれ子供であれ、大事だと思う。これから日本で暮らすためにはちゃんと日本語を保障する必要がある。無償の日本語学習期間が必要だと思う。また外国人のためには、母語と民族語・文化の両方を保障する必要があるとも感じている。

報告のあと、若干の質疑応答を行った。

Q：小玉

この分科会では、外国人、貧困、不登校の問題を取り扱っているけれども、4番目の問題として障害児教育を立てており、以前大空小学校の木村先生に話をしてもらった。インクルーシブ教育については、何かアイデアはあるか。

⇒学校は学修と生活の場である。日本の学校は特に生活する場としての特徴を色濃くもっている。ノーマライズされた社会を考えれば、学校という社会ができるだけさまざまな人が一緒に暮らす場である。ともに生きるということが重要で、それが学校の中で行われることも重要。大空小学校のように、一緒に学ぶ必要がある。理想的には、障害あるなしに関わらず、一緒に学ぶ、学ぶが学ぶ中身は違う。これは複式学級でおこっていることだ。学修空間は一緒にしながら、学習内容は個別にするというこういう学び、そういう条件をどれだけ整えられるかということだ。

Q：

制度改革を法改正まで踏み込んでいるわけだが、教育改革基本法をより充実させるという提言が一つにはあると思うが、今の話だと、国民学校令以前の普通教育を学校が独占してきたということになると、学校教育法の改正も踏み込んだ提言もありうるのか？

⇒馳試案は学校教育法の外に法を作った。しかし、学校教育法の中に盛り込んでよい考えだとおもう。私個人としては学校教育法そのものを変え、学校の場合以外での普通教育に

よってそれを認めるという風に変えるべきだと思う。これでいうと、私は義務教育という用語はあまり好きではなくて、使わない方がいい。無償普通教育といったほうが良い。義務という言葉によって学校に行かないことの罪悪感もある。無償普通教育で、すべての人の権利といったほうが良い。

Q：志水

提言は、文科省の人たちに読んでもらいたい。それは学校教育法改正に踏み込むかということもあるが、子どもの貧困の例で出すと、法や枠組みを作っただけでは整わないこともたくさんある。文章を書くときに、どのあたりに焦点を置くとよいか。

⇒心ある官僚はちょっと読めばわかるが、心無い人もたくさんいる。若い人は一生懸命読むが、上の方は期待できない。財務省に対して説明できる材料があるのが大事ではないか。教育も社会福祉も人をつけないといけない。ただ、義務教育はまだ恵まれていて、幼児教育は酷いし、児童福祉はもっと酷い。今のような人を大事にしない形で行けば、虐待児はなくなるだろうな。人をもっと入れよということを財務省に言えることが重要。

Q：油布

学校以外の場での教育機会を広げる。が、現在教育が営利企業になっている場がある。それをコントロールしながら学校以外の場での学びの機会を広げるというのは？

⇒付帯決議に営利事業になってはならないということを書いている。塾産業が参入してくるのではないかとということ警戒している。市場に任せると、悪貨が良貨を駆逐する、質の悪い教育が質の良い教育を駆逐する。学校外においても営利を目的とする人たちが活躍することによって、質は落ちていくという非常に危惧されることである。それは、アクレディテーションシステムで支えるしかないのではないかと思う。広域通信制高校には、第三者評価機関を作るべきだと思っている。高校以下の学校には、履修評価のようなものは入れないほうが良いと思っている。

Q：

FSの需要は一方での学校の窮屈さを基盤にしている。学校の内部については触れる必要はないのか。

⇒それはあると思う。是非入れてほしい。最近、学校での校則は増えている。〇〇学校スタンダードというような、決まりが作られる学校が増えてきている。無言清掃。無言給食など。個性重視に舵を切っていたのに、元に戻っている。校則がきつすぎる。北村校長のように、「人に嫌がることはしない」というだけでいい。皆同じルールに従えというのは、排除される人が増える。